

税 務 だより



軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)の納税をお忘れなく

5月31日(水)は、軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)の納付期限です。4月1日現在、自動車をお持ちの方に納税通知書をお送りしますので、通知書に記載の納付場所まで納めてください。なお、納税には便利で安全な口座振替をご利用ください。

問合せ先

▽軽自動車税(種別割)

税務課固定資産グループ

☎95-11113

▽自動車税

愛知県東尾張県税事務所

☎0568-81-3139

軽自動車税(種別割)の減免

大口町では納税者の方の申請により、軽自動車税(種別割)の減免を

受けることができます。

減免の要件

- 身体障がい者または戦傷病者が所有している軽自動車等で、自分で運転していること。
- 身体障がい者、戦傷病者、精神障がい者または、知的障がい者が所有している軽自動車等で、その人と生計を一にする人が運転していること。
- 身体障がい者(18歳未満)、精神障がい者または、知的障がい者で、その人と生計を一にする人が所有している軽自動車等で、その障がい者のために運転していること。
- 身体障がい者、戦傷病者、精神障がい者または、知的障がい者のみで構成される世帯で、常時介護している人が、その障がい者の所有する軽自動車等で、その人のために運転していること。

注意点

- ※減免は、障がい者等1人につき1台です。自動車税(種別割)の減免を受けている方は該当しません。
- ※「生計を一にする」とは、日常生活の資を共にしていることを行い、必ずしも同一家庭に同居しているかどうかは問いません。
- ※障がいの程度によっては減免を受けることができない場合があります。

す。

手続きに必要なもの

- ▽障害者手帳等
- ▽運転する方の免許証
- ▽車検証
- ▽納付書(納付前のもの)
- ▽マイナンバーカードもしくは番号確認書類
- ※減免を受ける方は、5月25日(木)までに申請をしてください。

税に関する手続き

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局(春日井市)で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽自動車等を廃車・譲渡したら

原動機付自転車および小型特殊自動車 ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

▽自動車等を購入したら

原動機付自転車および小型特殊自動車 販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc

以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

※車両ごとに異なります。

家屋調査にご協力を

1月2日以降に完成(新築・増築)した物件については、令和6年4月から固定資産税の課税対象となるため、今年7月から家屋調査をおこないます。

問合せ先

税務課固定資産グループ

☎95-11113



身体障がい者の軽自動車税減免基準

戦傷病者の 軽自動車税減免基準

戦傷病者手帳の交付を受けており、町の基準に該当している

知的障がい者の 軽自動車税減免基準

厚生労働大臣の定めにより交付を受けた療育手帳に、障がいの程度が「A」と記載されている

精神障がい者の 軽自動車税減免基準

精神保健および精神障害者福祉に関する法律施行令の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に「1級」と記載されている

障がいの区分	障がいの級別	
	身体障がい者が運転する場合	身体障がい者 ※本人以外が運転する場合
視覚障害	1級から4級までの各級	同 左
聴覚障害	2級および3級	同 左
平衡機能障害	3級	同 左
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
上肢不自由	1級および2級	同 左
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級 および5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級、3級 および4級	1級および3級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸の機能障害	1級から4級までの各級	1級から3級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		
肝臓の機能障害		

※本人以外が運転する場合は、身体障がい者と生計を一にする方、もしくは、単身で生活する身体障がい者を常時介護する方が軽自動車を運転する場合をいいます。

軽自動車の車検で納税証明書の 提示が原則不要になりました

令和5年1月から軽自動車税納付確認システム（軽JNKs）の運用により、三輪・四輪の軽自動車の車検は、継続検査窓での納税証明書

の提示が原則不要になりました。

二輪の小型自動車（排気量250cc超の

二輪車）は、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。

紙の納税証明書が必要となる場合

▽納付したばかりのため、軽JNKsに納付情報が登録されていない場合

※納付情報の登録には数日かかる場合があります。

▽中古車購入直後の場合

▽他の市区町村へ引っ越した直後の場合

▽対象車両に過去の未納がある場合
詳しくは、インターネットより「JNKs」確認ください。「地方税共同機構 軽

軽自動車の車検は、
軽JNKs
納税証明書が
原則不要に!

お詫び

60周年記念事業で実施した五条川堀川遊覧船において、ご応募いただいた方がご乗船できない事案が発生しました。原因は、事前の案内不足、イベント間の連携不足によるものです。深く反省するとともに、今回のことを教訓に、次回実施への糧としてまいります。

ご乗船いただけなかった方には、衷心よりお詫び申し上げます。

大口町長

